

令和 3 年度 第 11 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 2 月 24 日(木) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 05 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>13</u> 名 欠席委員 <u>1</u> 名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	欠
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	4	中川 里美		5	西口 孝	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	中西 一夫	
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	田中 均	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和3年度第11回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和3年度愛南町農業委員会第11回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に4番、中川 里美委員と5番、西口 孝委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号37番、緑乙、地目・面積は田・1,278㎡で3条有償移転でございます。経営面積は19.3aでございます。 受付番号38番、城辺甲、地目・面積は畑・1,182㎡で3条有償移転でございます。経営面積19aでございます。 受付番号39番、中川、地目・面積は田・142㎡で3条無償移転でございます。経営面積46.2aでございます。 以上3件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。 37番お願い致します。

委員	<p>場所は緑新鮮市から給食センターの間にある農地です。ブドウ畑の向こう側というか。今耕作されている方が、きっちり管理されている農地です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>38 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、緑新鮮市から広域農道を駄場のほうにあがっていった所に、浄水場があります。そこから、200mほど行った所です。豊田から一本松にぬけている道路があり、その交差したところ。譲渡人は高齢の方なんですけど、この申請地を、野菜を作っている譲受人が買い受けて、野菜を作りたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>39 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、国道にある精米所の前です。旧国道と新しい国道が交差したところに温度計があるのですが、その真下になります。譲渡人は松山在住で、こちらにはおられません。譲受人は、去年お父さんが亡くなられて、僅かですが、田</p>

	<p>畑をしています。現状としましては、申請地は隣の田と一体となっていて、去年から譲受人が水稻を作っています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 26 番、御荘平城、地目・面積は畑・435 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。26 番お願い致します。</p>
委員	<p>この土地は、南宇和高校の裏門から約 100mほど上にあがったところです。周りには宅地も多く、50mほどあがったところには町営住宅があるところです。譲渡人とも確認に行き、今の段階だと荒廃農地というか竹が生えております。この土地を購入するに至った理由というのは、同じ地区で、ここから 150m離れたところの自宅に、ご両親と住んでいるということですが、家も古くて駐車場</p>

	<p>がないということで、新しく駐車場のある土地を求めたいということから出たようです。譲渡人は大阪にお住まいで、愛南町に世話人というか任している方がいて、その方にもお会いしました。周りの所有者の人たちにも話をしている、問題はないのではないかとということをお聞きし、周りも住宅街で問題はないと判断させていただきました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
	<p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p>
	<p>受付番号 17 番、御荘平城、地目・面積は畑・8.82 m²でございます。場所は、南宇和高校裏門から北へ 100mほど離れたあたりになります。</p>
	<p>対象地の調査年月日は令和 3 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>

委員	<p>隣の農地の状態はどのようになっていますか。荒廃農地になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>荒廃農地になっています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 161 番は再設定で、御荘平城の 4 筆、地目・面積は田・1,939 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 162 番は再設定で、御荘平城の 2 筆、地目・面積は田・1,923 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 163 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・4,611 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 164 番は再設定で、僧都の 3 筆、地目・面積は田・3,831 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 165 番は再設定で、僧都、地目・面積は田・661 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 166 番は再設定で、緑乙の 4 筆、地目・面積は田・1,910 m²、畑・301 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 167 番は再設定で、緑乙の 5 筆、地目・面積は田・3,781 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 168 番は再設定で、増田、地目・面積は田・2,096 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 169 番は再設定で、広見、地目・面積は田・3,859 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 1 年でございます。</p>

	<p>受付番号 170 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・1,609 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 171 番は新規で、増田、地目・面積は田・987 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 172 番は新規で、増田の 4 筆、地目・面積は田・5,646 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 173 番は新規で、増田の 3 筆、地目・面積は田・4,858 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 174 番は新規で、城辺甲、地目・面積は田・1,478 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 175 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・1,764 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 15 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、174 番は中川委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p>
	<p>(中川委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>174 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
	<p>(中川委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>そのほかご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

西口 孝

議事録署名人

中川 里美